主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人名波倉四郎、同荒山国雄の上告趣意第一点は、原審において主張及び判断を経ていない事項に関する憲法三八条一項違反の主張であり、同第二点は、原審の認定に沿わない事実関係を前提とする判例違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年四月二五日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	F	岸	裁判官